

デジタル行財政改革担当大臣 提出資料

2026年7月7日
第14回デジタル行財政改革会議
デジタル行財政改革担当大臣 松本 尚

デジタル行財政改革取りまとめ2026 概要

【2026年7月7日】
デジタル行財政改革会議決定案

基本的な考え方

- ▶ 急激な人口減への適応に向け、デジタルを最大限活用し、公共サービスや経済活動等の担い手を支援するための行財政改革を生活者目線で推進。
- ▶ これにより、①個人の幸福・自由の実現、②企業の経済活動の拡大、③社会の公共的利益の増進、④行政サービスの効率化・高度化を実現。

取組方針

- ▶ 国民の命や暮らしを支える公共サービス等の強靱化（限られた担い手でも効率的・効果的なサービス提供）、現役世代の活躍を支える環境整備（限られた担い手の力を最大限発揮）に重点。人口戦略本部と連携。
- ▶ DX、とりわけ生成AI等を活用した変革（AX）を加速するための取組の推進（各分野DXの方針策定、基盤整備、見える化・業務改善、データ利活用の推進、国・地方業務・システム共通化等）。

各分野における改革

※青字は取りまとめ2025以降の新たな取組

デジタル行財政改革の重点分野

- #### 医療・介護DX
- ◆医療DXの取組の推進、電子カルテ/電子カルテ情報共有サービスの導入促進
 - ・医療DXに関する政策ダッシュボードの作成・公表（医療DX全体の進捗状況、電子カルテの導入状況等）【26年夏～】
 - ・歯科の医療DXの工程表の策定（歯科の電子カルテの普及等）【26年夏目途】等
 - ◆救急医療情報連携プラットフォーム（PF）の構築及びマイナ救急等との連携
 - ・TYPESを活用した更なるデータ連携（マイナ救急、医療者用チャットアプリ等）【26年度】、TYPESの結果等踏まえたPFの全国展開【28年度以降】
 - ◆居宅系サービスを含めた更なる介護現場の生産性向上
 - ・ケアプランデータ連携システムの更なる普及（ダッシュボードの充実【26年度】等）
 - ・介護情報基盤の本格運用開始【28年度以降】、介護情報基盤の充実等
 - ・AI活用を含めた事業者への介護テクノロジー開発・導入支援、居宅系サービスを含めた生産性向上に取組む事業者への適切な評価【27年度報酬改定で議論】等

- #### 交通・インフラDX
- ◆E2Eをはじめとするレベル4自動運転バス・タクシー等の実装加速「デジタルライフライン全国総合整備計画」における位置付けも踏まえ、社会実装を推進
 - ・自動運転レベル4の社会実装・事業化等を早期に実現するため、先行的事業化地域（13箇所）への集中支援等を通じた事業化の推進【26年度】
 - ・運輸安全委員会における迅速かつ実効的な事故原因究明体制構築に向けて検討具体化【26年度以降】
 - ・TYPESを活用した自動運転事業化支援のためのデジタル基盤の構築【26年度】等
 - ◆上下水道DX・事業運営の一体化の推進、インフラ管理DX
 - ・上下水道DX技術（AIを含む）の全国での標準実装【27年度】（DXカタログの周知・定期的な改訂、導入の手引きの検討、管路情報の電子化、政策ダッシュボードの充実）
 - ・都道府県単位やそれ以上の広がり視野に入れつつ、複数自治体による事業運営の一体化（経営の広域化）を推進
 - ・地下インフラ管理デジタル化の実現に向け、データの整備等の在り方を整理したガイドラインの公表【26年度】
 - ・全国の主要都市におけるデータ整備を目指し、インフラ管理DXを推進
 - ◆ドローンの事業化加速
 - ・ドローン航路登録制度の運用開始【26年度】
 - ・関東及び中国地方の中山間地域における約1万kmのドローン航路の整備【27年度】等

- #### 相福談社
- ◆福祉相談業務DXの推進
 - ・AIをはじめとするデジタルを活用した人材育成の取組を実施
 - ・相談記録プラットフォームの実証検証及び自治体導入に係るニーズ調査を実施【26年度】等

- #### 働く環境DX
- ◆労働基準監督行政DX/労務手続DXの推進
 - ・労働基準監督行政DXの更なる推進（電子申請の情報発信の強化、データ利活用に向けた環境整備）
 - ・労務手続における企業へのマイナンバー提出オンライン化の推進（アプリ利用可能な旨明確化【26年夏目途】、周知・広報の充実）
 - ◆公務員の働く環境DX
 - ・各府省AX/DXの推進（会計DXのシステム化に向けた検討【26年度】、ガバメントAIワークスペースの開発・提供【27年度～】、源内の本格利用開始に向けた全府省庁対象の検証実施、AIエージェント実行環境の整備【26年度】、AI分析に資する統計データ機械可読化等に係る制度面を含む改善方策検討【26年度】、ジオAI（地理空間情報×AI）の推進【26年度以降】、行政事業レビューを通じたEBPMの推進・EBPM人材の育成）
 - ・教育職員一か月時間外在在等時間を平均30時間程度に削減【29年度】する目標の達成に向けた教育委員会ごとの取組状況の可視化【26年度】等

- #### サ行行政手続等DX
- ◆「プッシュ型子育て支援」の実現
 - ・子育て支援制度レジストリの推進、対象自治体の拡大【26年度以降】
 - ・戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン化
 - ・電子版母子健康手帳の全国展開に向けたPMH上の機能開発、実証【26年度】等
 - ◆保育DXによる現場の負担軽減
 - ・保育業務の届出一度きり原則（ワンスオンリー）実現に向けた全国基盤整備【26年度】
 - ・保活ワンストップシステム全国展開【26年度】
 - ・保育現場におけるICT活用の推進（保育ICT推進加算の創設）等
 - ◆教育DX
 - ・安全かつ主体的にAIを活用できる学習環境の構築【26年度以降】
 - ・教育データ利活用推進のための技術実証【26年度以降】
 - ・TYPESを活用した学校保健DXの実運用を想定した更なる先行実装・全国展開の検討【26年度】

- #### 防災
- ◆災害時情報共有体制の強化
 - ・広域災害において自治体間で被災者情報を共有する仕組み及び全国展開方策の検討【26年度以降】等

分野横断の改革

AI開発・活用に資するデータ利活用の推進

- ◆デジタル行政推進法等改正法案に基づく国等データ活用事業の推進
 - ・国等データ活用事業に関し、重点分野や、データの安全管理の在り方、データガバナンスの確保のための仕組みなどについて定めた指針をステークホルダーの意見も踏まえつつ検討・策定
 - ・認定制度創設に伴うデジタル庁の司令塔機能の更なる強化、認定事業者及び自治体への支援並びにユースケース創出に向けた官民連携方策の検討、認定制度の周知・広報の実施
- ◆個人情報保護法等改正法案に基づくデータ利活用の推進
 - ・AI開発等を含む統計作成目的の取扱いについての本人同意規律をはじめとする個人情報保護法等改正法案について、法案成立後、制度が円滑に施行されるよう、改正の趣旨を踏まえた下位法令の迅速な整備や、必要な体制整備を実施

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用等

- ◆国・地方デジタル共通基盤の整備・運用等
 - ・基本方針等に基づき、20業務標準化、業務・システム共通化、自治体による共同調達等を推進
- ◆システム整備における官民の役割分担
 - ・関係するガイドラインの見直し等を含め必要な方策を検討【26年度】
- ◆アナログ規制見直し
 - ・見直した規制を踏まえた技術実装の促進に向けた情報発信、条例等に係る見直しの促進
- ◆ブロックチェーン技術を用いた新たな決済手段への対応
 - ・ステーブルコインについて、諸法令における取扱いの整理・明確化の検討

今後の推進に向けて

- ◆今後、さらに社会全体のAXを推進する観点から、デジタル行財政改革会議を「AI・デジタル改革推進会議」に改組した上で、これを中心として、人工知能戦略本部、規制改革推進会議等と一丸となって、AIの開発・利活用に係る法制度やガイドライン等について能動的かつ抜本的な見直しを行うなど、省庁横断でAX/DXを実行する。

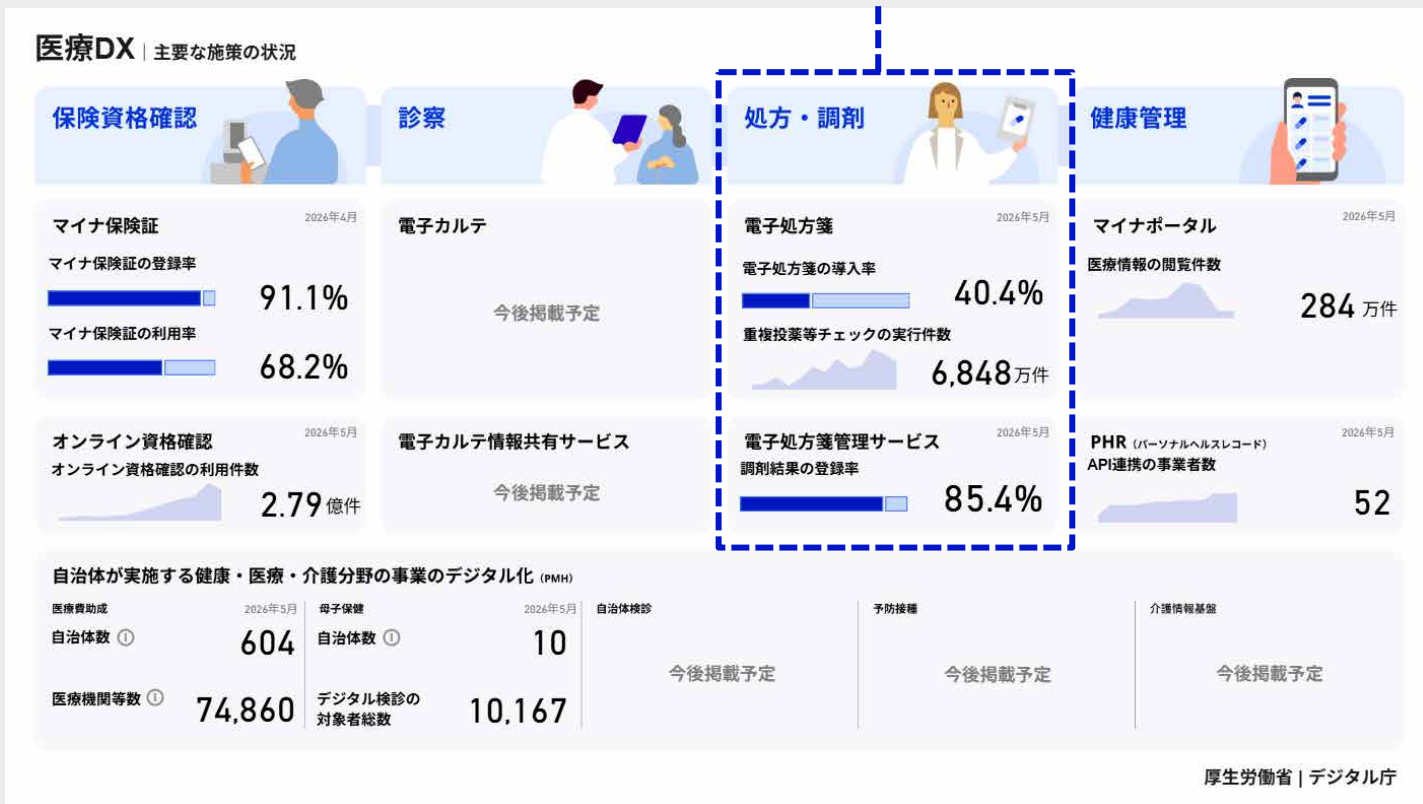
- ◆あわせて、会議の事務局機能と業務を本年9月に移管しデジタル庁の司令塔機能を強化。内閣官房とデジタル庁との緊密な連携により、円滑・着実な移管を図る。

医療DXの進捗状況の見える化（政策ダッシュボードの公表）

- 国民に医療DXの進捗やメリットをわかりやすく伝えるため、**医療DX全体の進捗状況を一覧で把握できる「医療DXダッシュボード」**を公表（2026年7月7日）。
 ← マイナ保険証の普及や利活用、電子処方箋の導入や利活用、マイナポータルを通じた医療情報閲覧の状況、自治体実施する健康・医療・介護分野の事業のデジタル化（PMH）の状況などを一覧で把握できる。掲載内容は、今後、順次充実予定（例：本年夏を目途に電子カルテの政策ダッシュボードを作成予定）。
- 医療DXダッシュボードでは、主要な施策の状況の一覧のほか、**個別項目の詳細も表示**。さらに詳細なデータ（地域別・施設別等）は、必要に応じて**個別の政策ダッシュボード**で確認可能に。（例：電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード）

【医療DXの主要な施策の状況（一覧）】

医療DXダッシュボードでは**個別項目の詳細も表示**



【処方・調剤の例】



さらに詳細なデータは**個別の政策ダッシュボード**へ

会計DXの令和8年度の取組と政策的意義

- 従来の政府DXでは、業務・データのBPRや標準化が不十分なまま要件定義から設計開発に進み、手戻りや部分最適が生じやすい。
- 会計DXでは、**職員がプロトタイプを操作し、AIも活用して業務・データの標準やシステム機能を一体的に整理し、設計開発の効率化や継続的AX/DXの土台を作る。**その結果、**業務効率化やデータ利活用・見える化、システム全体最適等の政策効果をより確実に実現する。**

従来の要件定義

①業務の分断

コンサル任せの要件定義となり、現場の必要要件が抜け落ちる。業務改革や標準化といった業務部門を巻き込んだ改革も不十分

②データの分断

業務全体を俯瞰して、業務処理、執行管理、報告公表、AI活用等の様々なデータ活用にワンスオンリーで応える設計が不十分

③要件定義と設計開発の分断

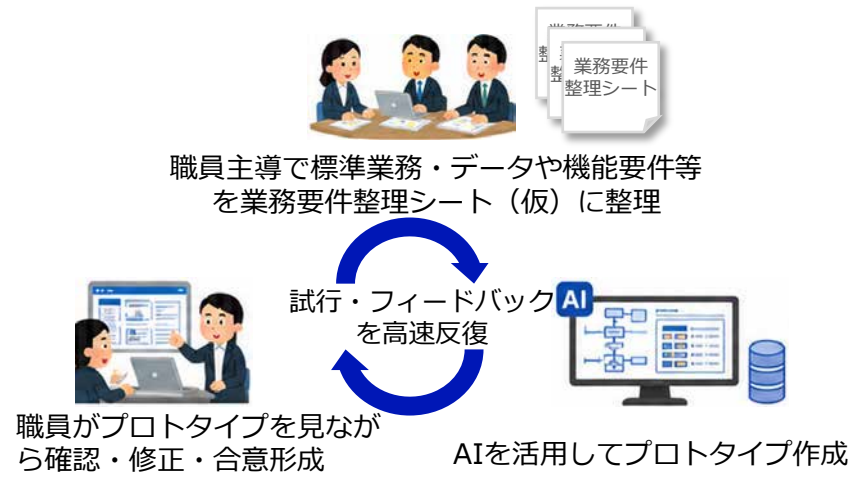
要件定義～設計開発が複数調達に分かれ、複数事業者が介在する中で、工程全体が非効率となり、コストの割に成果が出ない



業務効率化やデータ利活用・見える化といった**政策効果に比して、システム導入に要する労力・費用の負担が重い**

会計DXの要件定義（令和8年度）

プロトタイプ×AIで上流工程を効率化



①文書確認から、操作検証へ

職員がプロトタイプを操作し、業務の効率性・持続性を確認

②業務・データ・機能をAI可読文書で一体的整理

標準業務・データ、例外、システム機能を同時に具体化

③要件定義で設計・開発・テスト工程を前倒し

①②で設計・開発・単体テストまでの工程を実質前倒し

政策効果

R8年度の直接効果

①設計開発の効率化・品質向上

業務・データ・機能を要件定義で整理

②合意形成の質向上

職員が操作体験で確認し、変化の不安解消と納得

③継続的AX/DXの土台構築

文書を一元化し、将来改修・AI活用を容易に

実装後に見込む効果

①業務効率化・持続可能性

ワンスオンリー化、重複入力・転記・確認の削減

②データ利活用・見える化

執行管理・報告公表・分析に業務データを再利用

③システム全体最適

ADAMS・GEPS・ELGA等との責任分界等を整理

会計DXは、職員起点で業務・データ・システムを一体で要件定義し、設計開発まで前倒して進める、上流工程での政府AX/DXのモデルである。

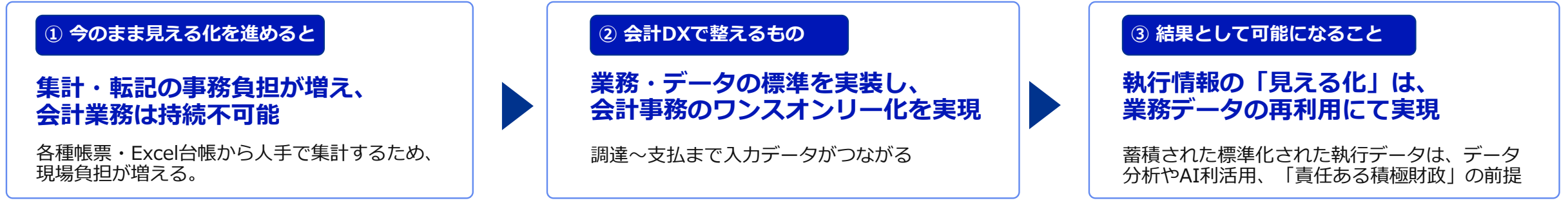
会計DXによる予算の執行情報の「見える化」

- 業務効率化や持続性確保に必要な**ワンスオンリーの業務・データの実装**が、結果として、「見える化」の充実につながる。
- 令和9年度以降のロードマップは令和8年度の要件定義を踏まえて判断。

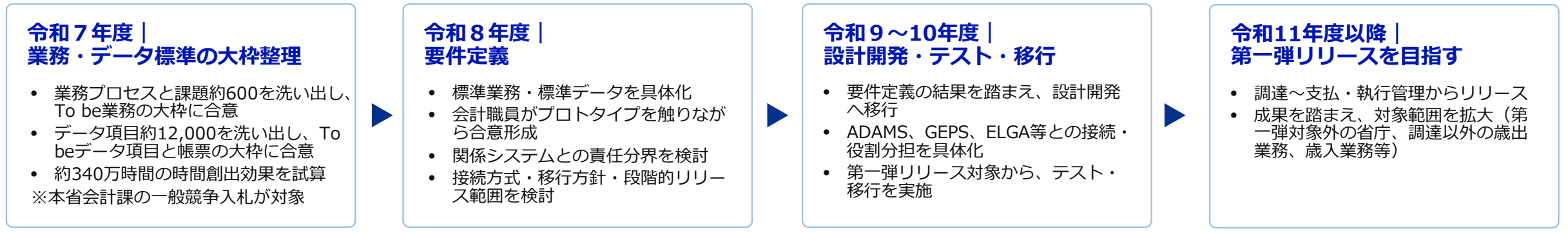
1. 会計DXの意義

全府省の会計課職員が現場課題を持ち寄り、業務・データの標準を共創・実装。
会計事務のワンスオンリー化を実現し、結果として、「見える化」の要請にも応える。

「責任ある積極財政」に必要な予算の執行情報に関する「見える化」の充実に向けて、
まずは、調達～支払の業務・データを標準化し、執行管理・報告公表等に再利用できる構造を整える必要がある。



2. ロードマップ



※ ロードマップは最短リリースを目指す仮案であり、令和8年度の要件定義を踏まえて判断。新システムありきではなく、必要な機能を実装する最適な手法を選択。

データ利活用推進のための官民における取組について

- データ利活用に関し、第221回特別国会に提出した改正法案が成立した暁には、
 - ・**分野横断的な法制度の整備**を通じた適切なルールや規制の策定
 - ・**ステークホルダーが議論を進める仕組みの活用**を通じたユースケースの創出、課題の検討等

データ利活用推進のための取組を
迅速かつ総合的に推進

分野横断的な法制度の整備（次頁参照）

デジタル行政推進法等改正法案

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案）

- **国等データ活用事業指針の策定**
 - ▶ 国等データ活用事業について、**重点的に実施すべき分野**に関する事項
 - ▶ **データの安全管理、トラスト**等に関する事項
 - ▶ **経済安全保障等**の観点から必要となる事項
- ✓ 法の施行（1年6月以内）までに関係省庁等と議論・調整しつつ策定
- **政省令・個別分野における制度見直し等**
 - ✓ 政省令、運用マニュアル等を関係省庁等と議論・調整しつつ策定
 - ✓ **個別分野における制度見直し**とも必要に応じて**連携**（例：次世代医療基盤法の見直し）

個人情報保護法等改正法案

（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案）

- **政令・規則・ガイドライン等の策定**
 - ✓ 政令・規則、ガイドライン等を関係省庁やステークホルダーと議論・調整しつつ、解釈の明確化や具体の事例等の充実化を図りながら策定（法の施行（2年以内）まで）
 - ✓ また、特に、統計作成等の特例については、適用要件等の明確化や想定されるユースケース等を提示
- **特定分野に対応したガイドライン等の見直し等**
 - ✓ 特定分野に対応したガイドライン等について、当該分野における制度の議論等とも整合的なものとなるよう、関係省庁と連携して見直しを検討
 - ✓ 認定個人情報保護団体等における特定分野の指針策定を支援

・上記の法制度の整備について、ステークホルダーの意見を幅広く聴取しながら進める

・この際、ステークホルダーが議論を進める仕組みの活用も必要に応じて検討（例：事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議 等）

デジタル庁の司令塔機能を強化しつつ、**官民が広く連携**して**データ利活用を推進**し、**データ駆動型社会を実現**する

(参考) AI開発・活用に資するデータ利活用の推進に向けた制度整備

- デジタル行政推進法等改正法案及び個人情報保護法等改正法案により、官民の垣根を超えたデータ利活用を個人情報の利活用に関する国民の安心感と信頼の下に促進し、**世界で最もA Iを開発・活用しやすい国**の実現に取り組む。
- 法案成立後、制度が円滑に施行(※)・運用されるよう、**関係省庁、自治体、事業者等幅広い関係者の意見を踏まえながら下位法令等の検討を進める**するとともに、**必要な体制の整備、制度の周知広報等に取り組む**。

※施行期日 改正デジタル行政推進法：公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内
改正個人情報保護法：原則として公布の日から起算して2年を超えない範囲内

デジタル行政推進法等改正法案

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案)

国等データ活用事業の認定制度の創設

- 内閣総理大臣が、国の行政機関等の保有するデータの活用を通じて国民の利便性の向上が図られる事業(※)に関し、重点分野やデータの安全管理その他事項について定めた**指針を策定**。
※ 民間事業者の保有するデータを合わせて活用する事業も対象を含む
- 事業者からの申請に基づき「**国等データ活用事業**」として、当該事業計画について**主務大臣が指針への適合性等を認定する制度を創設**。
- 当該認定の効果として、
 - ① 事業計画の認定を受けた事業者が、主務大臣や関係する国の行政機関等に対して、**事業の実施に必要な国等の保有するデータの提供を求めることができる制度を創設**。
 - ② 法令上の不安を払拭した上での事業実施を可能とするため、認定に際し、**個人情報保護法等の法令上の適切性等について個人情報保護委員会等関係行政機関の知見を得るための枠組み**を設ける。
- 国等データ活用事業に係る技術的な支援等のため、**情報処理推進機構(IPA)の業務に、認定事業者に対する安全管理等に関する情報提供等の協力業務等を追加するとともに、所要の体制整備**を行う。

国等によるデータの共同整備等に係る規定の整備

- 国と国以外の行政機関等が**共同で整備を行う対象事業について公的基礎情報データベース整備改善計画において定めること**とするとともに、データ整備等を行う事業者に対する利用料等を国が一括して支払いができるよう、**保管金に関する規定**を設ける。

個人情報保護法等改正法案

(個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案)

1 適正なデータ利活用の推進

- **個人データの第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成(※)にのみ利用される場合は本人同意を不要とする**。※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む
- **その他本人の権利利益保護に欠けるおそれがない場合につき本人同意の要件緩和等**を行う。

2 リスクに適切に対応した規律

- **子供(16歳未満)の個人情報の取扱いについて、法定代理人の関与の義務化、事業者に対する利用停止等請求の要件緩和等**を行う。
- **顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、事業者に対する利用停止等請求の要件緩和等**を行う。
- **データ処理等の委託を受けた事業者について、個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直し**を行う。
- **漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、事業者の本人への通知義務を緩和**する。

3 不適正利用等の防止

- **個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止**する。
- **本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度(オプトアウト制度)について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化**する。

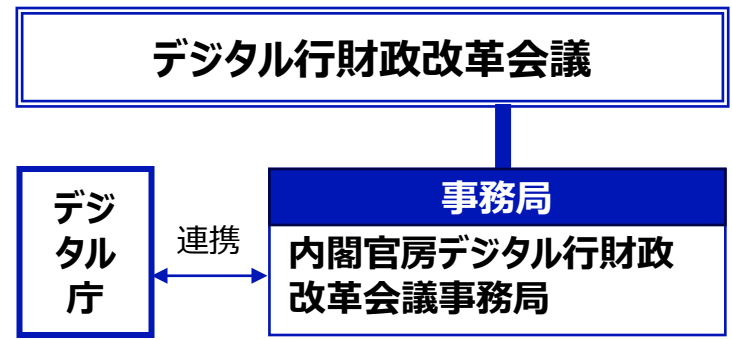
4 規律遵守の実効性確保のための規律

- **速やかに違反行為の是正を求めることができるよう、勧告・命令の要件を見直し**。
- **経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする**。
- **法定刑の引上げ等刑事罰規定を整備し、違反行為を補助する第三者への要請を可能とする**。

AX/DX推進に向けたデジタル行財政改革会議の発展的改組

- 2023年のデジタル行財政改革の始動から、デジタル行財政改革会議はデジタルを最大限活用した社会変革を推進。
- 今後、さらに社会全体のAXを推進する観点から、**デジタル行財政改革会議を発展的改組し、「AI・デジタル改革推進会議」とした上で、これを中心として、人工知能戦略本部、規制改革推進会議等と一丸となって、AIの開発・利活用に係る法制度やガイドライン等について能動的かつ抜本的な見直しを行う**など、省庁横断でAX/DXを実行する。
- あわせて、**デジタル庁の司令塔機能強化**を図るため、現在の**デジタル行財政改革会議の事務局の機能・業務をデジタル庁に移管**。

【現在】



【今後】



AI・デジタル改革推進会議を中心に、人工知能戦略本部、規制改革推進会議等と一丸となって、AIの開発・利活用に係る法制度やガイドライン等について能動的かつ抜本的な見直しを行う

デジタル活用による業務時間創出の効果について

- 人口減少や高齢化等により担い手が不足する社会への適応に向け、AIを含むデジタル技術の活用によって生産性向上を図り、それにより創出された時間を必要性の高い他の業務や質の向上に充てることで公共サービスの持続性・生産性向上を実現。
- デジタル行財政改革会議は人口戦略本部と連携し、各分野における取組を推進する中で、デジタル活用による業務時間創出の具体的な事例の構築と、全国への実装を推進。

活用するデジタル技術

デジタル活用の効果

時間創出事例

※デジタル行財政改革会議で各省から報告があった事例等

ICT導入

- チャットアプリ
- オンライン会議
- Webフォーム
- 作業用ロボット

など

- 情報共有の迅速化
- 遠隔化などにより場所・時間の業務制約からの解放

など

医療

看護業務の情報共有にスマートフォンなど複数のICT機器を活用することで、**1日あたり約100分**

の時間創出
※社会医療法人石川記念会HITO病院における事例



教育

教職員と保護者との日程調整を Webフォームを利用することで、**1件当たり10分**

の時間創出
※鹿児島県垂水市の学校の事例



データ連携

- システム間のAPI連携
- データ連携プラットフォーム
- ダッシュボードでの取組状況の「見える化」

など

- 複数入力やデータ転記の手間を削減
- データ利活用・分析により業務の質の向上

など

子育て

保育施設での請求業務をプラットフォーム上でデータ連携することで、**最大1.85時間/月**

の時間創出
※佐賀市での事例(令和6年度TYPES検証結果)



介護

介護事業所間のやり取りにケアプランデータ連携システムを活用することで、**月30時間以上** (52.4時間 → 18.1時間)

の時間創出
※令和2年度老人保健健康増進等事業の事例



AI活用

- 生成AIの活用(文書作成や画像解析など)
- AIEージェントによる自動対応
- パーティカルAI
- フィジカルAI

など

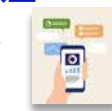
- AIを活用した予測や高度な判断により、業務の効率化・質の向上

など

行政

地方自治体において、議事録作成業務に生成AIを活用することで、**年1,000時間以上**

の時間創出
※総務省 令和6年度「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」



インフラ

人工衛星データとAIの活用により漏水可能性のあるエリアを絞り込むことで、**調査期間を大幅に縮小** (5年→7か月)

※愛知県豊田市の事例



人口減少社会においてもデジタル技術を活用し、

担い手不足の補完

業務の質の向上

人手を割くべき業務への注力

等を実現

AI等技術の進展
事例の積み上げ
複数のデジタル技術の活用

地域の先導的な取組についてTYPES等を活用して先行実装を支援することで、好事例を創出し、全国への横展開を推進

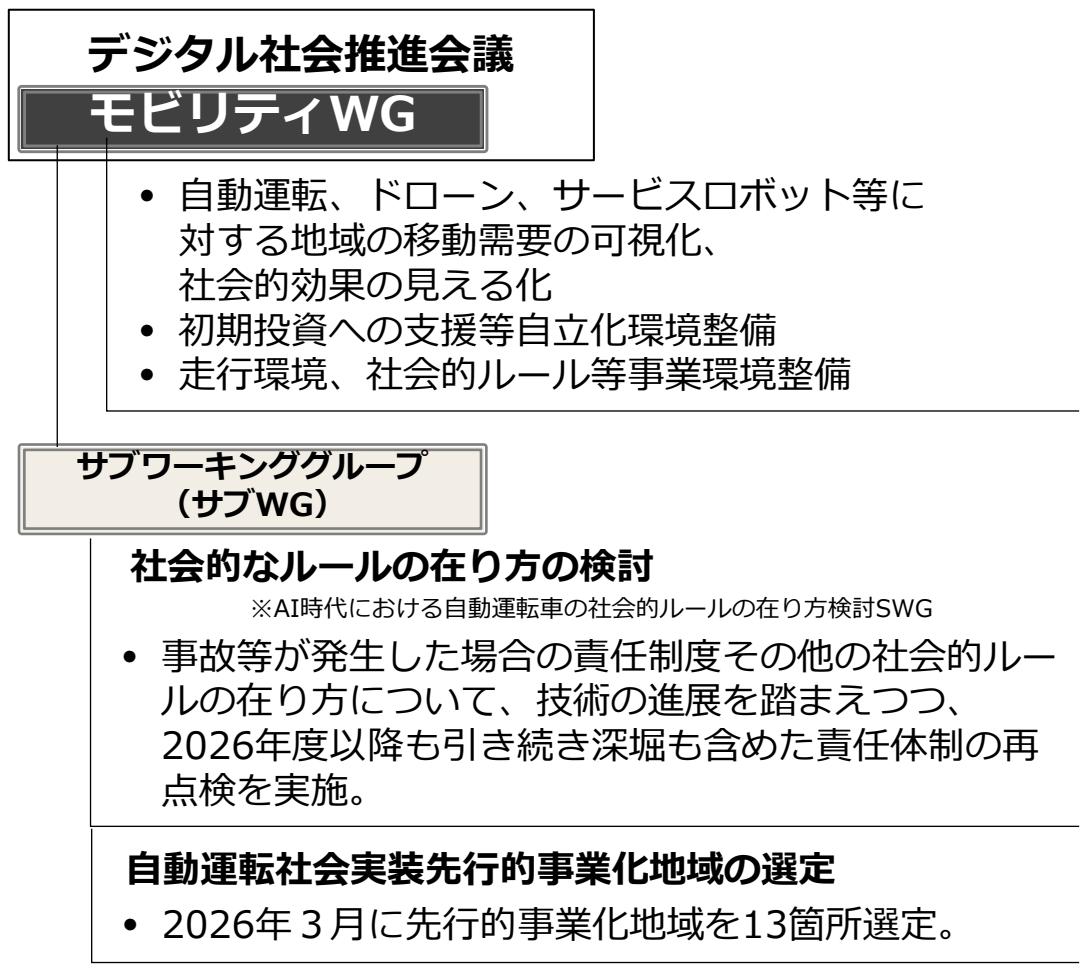
參考資料

自動運転等新たなデジタル技術を活用したモビリティサービスの社会実装に向けた検討状況

検討状況

年度	自動運転に関する主な動向
2014	官民ITS構想・ロードマップ策定
↓	<ul style="list-style-type: none"> 2017年：道路交通法、道路運送車両法に係る制度整備 → 遠隔型自動運転システムの公道実証が可能な環境を整備 2017年：国主導の各種地域プロジェクトが開始 (内閣府、経済産業省、国土交通省) 2018年：自動運転に係る制度整備大綱を策定 2019年：道路運送車両法及び道路交通法改正 → 自動運転レベル3に対応した制度整備 2022年：道路交通法改正 → 自動運転レベル4に向けた制度整備
2023	<ul style="list-style-type: none"> 福井県永平寺において、日本初の自動運転レベル4での無人自動運転移動サービスが開始 大規模かつ複雑な交通環境での新たな自動運転移動サービスの早期実現に向け、「レベル4 モビリティ・アクセラレーション・コミッティ」を設置（経済産業省、国土交通省）
2023	モビリティワーキンググループ（モビリティWG）、AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ（サブWG）を設置
2024	モビリティ・ロードマップ2024のとりまとめ ※以降、モビリティ・ロードマップを毎年度更新。 2026年7月においても、モビリティ・ロードマップ2026をとりまとめ予定。

検討体制と検討内容



自動運転社会実装先行的事業化地域への集中支援等を通じた事業化の推進

- ✓ 令和8年3月、先行的事業化地域事業を13箇所を選定。
- ✓ 選定された地域に対しては、関係府省庁の自動運転にかかる支援策を集中的に投入することに加えて、デジタル庁が中心となって関係府省庁と連携した伴走支援を行っていく。

自治体間および関係府省庁との 接点創出・連携強化

自治体A
自治体B
府省庁
デジタル庁

- ✓ 自治体間および自治体と関係府省庁との接点創出や連携強化を図り、13地域の自動運転レベル4の実装の推進力を高める。
- ✓ 具体的には、デジタル庁主催の情報交換イベント等の企画を実施し、自治体間や関係府省庁との交流の場を設けることを検討。

サポートデスク体制

自治体
デジタル庁
府省庁A
府省庁B
府省庁C

- ✓ 自治体は関係府省庁とのつながりはあるものの、問い合わせ内容によっては照会先が不明なケースもある。
- ✓ デジタル庁は、自治体との対話の中で確認した相談に関して所管する府省庁に連携する等の差配を行う。

専門家派遣

自治体
専門家
デジタル庁

- ✓ 地域の課題に合致した専門家を派遣するため自治体へ事前のヒアリングを行う。
- ✓ 地域の課題解決に資する知見を持った専門家の派遣を行う。

自動運転の事業化を支援するためのデジタル基盤の構築 事業要件（全体像）

- 本システムに係る電子データの全国的な共通規格化などを実施し、かつ、円滑な自動運転の走行及び自動運転車の安全性向上に必要なデータの取得・分析・出力を行う機能を有する「デジタル基盤」の整備を推進する。

AS-IS

- ・ 移動の足の確保、交通事故件数低減のため、自動運転を事業化させる必要があるが、自動運転車両の交通情報の取得能力や判断能力の限界が顕在化。
- ・ 自動運転の早期実現のためには、車両の技術開発を進めるだけでなく、車両側の負担を軽減し、自動運転を支援する情報提供が必要。



TO-BE

- ・ 地域のリソースを最大限活用しながら、多様な交通環境下での自動運転の輸送サービスを地域で効果的・効率的に提供するため、自動運転の安全かつ円滑な走行を支援するために必要なデータを取得・分析し、最適な輸送サービスを提供するための基盤を広域で構築することで、自動運転の事業化を支援。
- ・ これにより、全国の交通空白の解消、交通安全向上を実現。

<デジタル基盤のイメージ>



<想定されるデータ提供主体の例>



交通事業者等



民間会社

運行情報、工事情報、規制情報、
渋滞情報、気象情報等



行政



JARTIC



サーバ・クラウド上に集約・分析

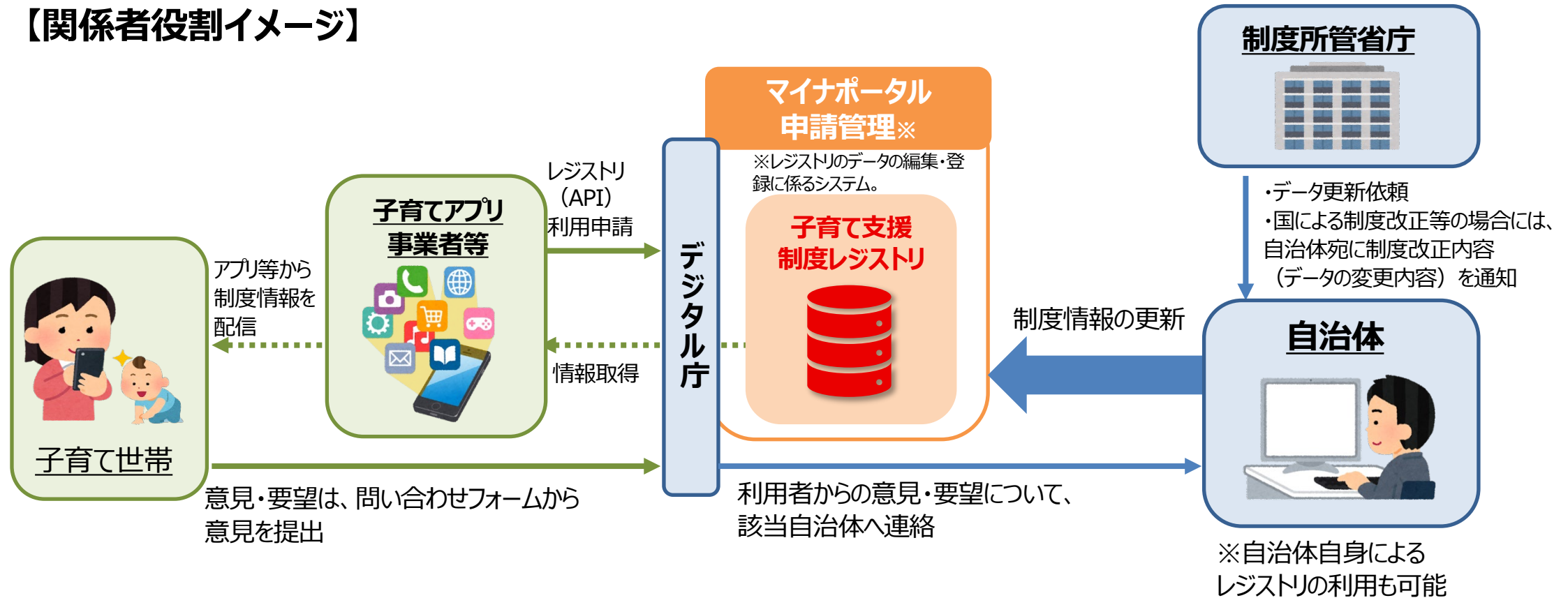


自動運転車両への情報提供

子育て支援制度レジストリの運用について

- 令和7年度国において、民間の子育てアプリと連携して必要な情報を最適なタイミングで**プッシュ型で配信するための仕組み**をマイナポータル上で構築。
- これまで、**都道府県・指定都市等800を超える**自治体について、対象制度をレジストリ上に登録しており、内容確認が終了した自治体から順次公開中。（5/31時点：一部公開を含め**535自治体が公開済**）
- 令和8年度には、その他自治体についても、生成AI等を活用し、自治体HPから必要な情報を取得予定。さらに、子育て世帯に給付や健診などの支援が確実に届く仕組みを目指し、レジストリの公開に向けた自治体への働きかけや民間事業者との連携を引き続き推進する。

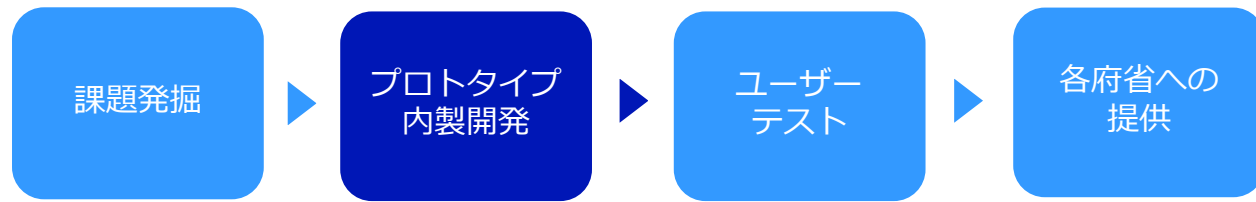
【関係者役割イメージ】



ガバメントAI ワークスペース (仮称) powered by プロジェクト源内

- ・ 共通システム化されていない府省共通業務を対象とした省力化の取組
- ・ 共通AIアプリ・ツールを開発するとともに、AI等の利活用を前提にした既存業務フローや制度の見直しも進める
- ・ 令和8年秋から一部機能の実証を開始し、令和9年度からの各府省への提供開始を目指す

開発体制 | デジタル庁民間専門人材と行政官のバディ制を採用し、アジャイル開発による高速化



総務省、内閣人事局、デジタル庁が協力しアプリ等のプロトタイプを内製開発ユーザーテストを経て、効果が確認されたものを各府省に提供予定各府省の個別開発による重複投資を回避し、運用コスト低減も図る制度・業務の見直しを行い、極力人手がかからない業務フローを実現

(開発中のアプリの例)

会議ロジ | ツールを使った日程照会、AIによる調整

メールや電話を通じた日程照会はデータの転記や変更連絡等の手間が発生
→フォーム入力に変え、自動転記やAIによる候補日提案等により省力化を実現

委員に予定調整を依頼する様式 (例)

有識者委員側の日程入力画面 (イメージ)

事務局側の調整状況管理画面 (イメージ)

交通系ICカード | 貸し借り・利用履歴管理をシステムで一元化

申請書や証拠書類を紙で管理し、人間が目視で定期券区間との重複等の有無を確認
→利用履歴等をシステムで管理し、不正利用の有無等をAIが検知

利用履歴をまとめた紙の帳簿 (例)

不正利用をAIが検知 (イメージ)

利用履歴・残額をシステムで管理 (イメージ)

ガバメントAI 源内について

■高市総理大臣指示(人工知能戦略本部(2025.12.19))

“信頼できるAIによる日本再起を実現するため、7点について指示します。第一に、『ガバメントAI源内』の徹底活用です。来年5月から10万人以上の政府の職員が活用できるようにします。源内の活用により、創造的に業務を行い、国民の皆様信頼できるAIの意義を示してください。...”

■人工知能基本計画(2025.12.23閣議決定)

我が国でのAI利活用を促進するため、「隗より始めよ」の観点から、まずは政府自らが積極的かつ先導的に利活用する。政府職員によるAIの普段使いを浸透、定着させることにより、業務の質を向上させる。将来的には地方支分部局を含む中央省庁の全職員が業務の質の向上を実感できる環境の構築を目指すこととし、速やかに本府省庁職員が生成AIを利活用できる環境を構築する。その際、指定職・管理職による率先した利活用を促す仕組みを導入する。

ガバメントAI 源内 (げんない) **Generative AI**

- 40種類以上のAIアプリケーションを使用できる生成AI利用環境。機密性2情報まで入力可能(各府省庁がルールを設定)
- 本年5月より、全府省庁18万人の政府職員が生成AIを利用できる環境を展開
 - 職員に対する導入支援(カスタマーサポート)及び利活用促進(カスタマーサクセス)を実施中
- 職員の声を反映しながら行政実務用のアプリを開発・提供。現在は、国会答弁作成支援AIを開発中。
- 国産の大規模言語モデル(LLM)を5社選定し、源内を通じて試験的に提供予定。特定のLLMに依存せず複数LLMが利用可能。
- 政府共通データセットを調達し、源内を通じて提供(官報79年10か月分(昭和22年5月～)等)

□ 源内で利用可能なアプリケーション

【汎用的なAIアプリ】

- ・チャット(対話型AI) ・文章作成 ・大量のテキストの自動分類
- ・画像生成 ・翻訳 ・音声ファイルからの文字起こし など

【行政実務用のアプリ】

- ・法制度に関する調査 ・国会答弁の調査分析 ・補助金制度調査
- ・公用文校正 ・国会答弁作成支援AI(予定) など

□ 源内で利用可能な国産大規模言語モデル

【契約締結した企業及びモデル名】(五十音順)

1. 株式会社NTTデータ(tsuzumi 2)
2. ソフトバンク株式会社(Sarashina3 mini)
3. 日本電気株式会社(cotomi v3)
4. 富士通株式会社(Takane 32B)
5. 株式会社Preferred Networks(PLaMo 2.0 Prime)

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用 共通化対象（令和8年度決定分（＝第2クール分））等について

- ・ 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月閣議決定）に基づき、国・地方の代表者からなる国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において、令和8年6月8日に11件の業務・システムに係る共通化推進方針等に同意した。
- ・ 今後は、共通化推進方針等に基づき、国と地方が協力して取組を推進する。共通化等の対象となる業務・システムの制度所管府省庁は、当該取組について、定期的に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に対し進捗報告を行う。

※③、⑩については、基本方針の規定に基づき、実現可能性調査の結果を踏まえ、共通化以外の方法の検討が妥当と判断されたため、その旨の報告があったもの。

I. データの可視化・活用による政策実施等の的確化

- ① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）>
- ② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>
- ③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>（※）

II. デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

- ④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>
- ⑤ 職務上請求システム<法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>
- ⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>
- ⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>

III. デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

(1) クラウドの活用による情報集約手法のフラット化

- ⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>
- ⑨ 決算統計業務システム<総務省>
- ⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省（こども家庭庁）>

(2) システム共用化による国の制度改正への対応の即時化・省力化

- ⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム<デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）>（※）

事業者における支払調書等記載に係るマイナンバー取得のオンライン・デジタル化の推進

1. 現状

現在、事業者における支払調書（原稿料、講演料、業務委託料など）等の記載に係るマイナンバー取得は、郵送によることが主流であり、事業者の業務負担が大きく、かつ、支払相手方（フリーランス・従業員等）の手続負担も重い。

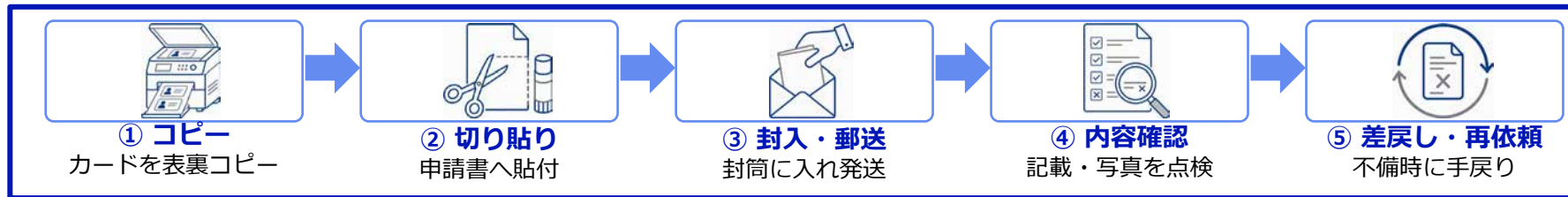
事業者側負担

- ・大量の写しの回収・ファイリング・保管
- ・記載不備や写真不鮮明の確認、差戻し・再依頼の手戻りが多発
- ・郵送・問合せ対応など確認コストが増大

利用者側負担

- ・カードのコピー、申請書への切り貼り、封入・郵送の手間
- ・氏名・住所等の手入力で記入ミスが発生
- ・不備による差戻しで再提出の負担が発生

現場で生じている手作業の流れ（紙・郵送）



2. デジタル庁の方針

デジタル庁では、マイナンバー取得を支援するサービスを提供する民間事業者に対し、マイナンバーカードによるオンラインの方法のメリット（郵送・差戻し等の手作業が不要に）や、安価・スピーディなマイナンバーカードによるオンラインの実装方法（デジタル庁が提供するデジタル認証サービス等）を、分かりやすく助言し、事業者における支払調書等記載に係るマイナンバー取得のオンライン・デジタル化を、強力に推進する。

マイナンバーカードによる実装方法の流れ（オンライン・デジタル）



(参考) デジタル庁が提供するデジタル認証サービスを活用したメリット (オンライン・デジタル化)

デジタル認証サービスを活用した提出フロー

1. 登録依頼

2. アプリ遷移

3. パスワード入力

4. マイナンバーカード 読取

5. データ送信・完了



マイナンバー提出を
メール等で依頼



「次へ」を押下し
デジタル認証アプリへ遷移



2種類のパスワードを入力
利用者証明用電子証明書(4桁)
券面事項入力補助AP(4桁)



マイナンバーカード
をスマホにかざして
本人確認・読み取り



転記された
マイナンバー・4情報
を確認後データ送信

入力者のメリット

- 入力/選択する項目を削減(入力レス): 氏名/住所/生年月日/性別/マイナンバーが自動連携され、一部項目が入力不要。
- 提出が容易: 「マイナンバーの画像」+「写真付き本人確認書類の画像」の送信が不要。

事業者のメリット

- 不備件数の削減: 入力不備が大幅に削減。
- 業務効率化: 入力誤りや写真の不鮮明などが無くなり、事業者による確認コストを削減。